

# 国際水準GAP普及推進交付金（団体認証取得支援事業）実施要領

制定：令和5年7月27日 農林水第15-227号

## 第1 趣旨

農業生産における環境負荷低減の取組及び国際水準GAPを実施する産地の拡大に向けて、地域のモデルとなる農業者団体（当該農業者団体によるGAP認証の取得及び取得に向けた取組により、県内の農業者団体によるGAPの取組拡大を誘発することが期待できると考える農業者団体をいう。以下「支援対象団体」という。）を対象に、団体認証取得に必要な審査費用の支援を行う。

なお、本事業の実施に関して本要領に定めるもののほか、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日3農産第3175号、3畜産第1993号）に定めるところによる。

## 第2 事業内容

県は、支援対象団体が新規にGAP認証を取得するのにあたって必要となる、次に掲げる取組に要する費用を支援する。

### 1 認証審査

GAP認証の取得に必要な審査の受審の取組。

## 第3 補助額の上限額

支援対象団体に対する支援の上限額は別紙1のとおりとする。

## 第4 支援対象団体の要件

次に掲げる者に該当し、かつ、農業生産における環境負荷の低減に資する新たな取組を目標として設定のうえ、農業生産活動を行う者であること。

また、事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約する者であること。

- ① 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めのある団体に限る。）であって、団体事務局の体制が整備されている又は整備されることが確実である団体
- ② その他、県が支援の対象とすることが適当と認める団体

## 第5 留意事項

支援対象団体の支援に当たっては、次のことに留意する。

1 支援対象となるGAP認証は、GLOBAL G. A. P.、ASIAGAP及びJGAPとする。

2 1に掲げるGAP認証のいずれかを既に取得している支援対象団体が、他のGAP認証又は同認証の新たなカテゴリーの認証を、既存の認証を保持したまま追加で取得する場合は、支援の対象とする。

また、支援対象団体がGAP認証を取得しており、当該団体を構成する農業者等が新たにGAP認証を取得する場合にあつては、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援対象とする。

- 3 第2の1の取組の実施にあたっては、支援対象団体は、原則として1者以上から見積書を取得するものとする。
- 4 農業者団体の構成員は、経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入に努めるものとする。

## 第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

## 第7 補助対象経費等

### 1 補助対象経費

| 取組事項 | 対象経費  | 備考  |
|------|---|---|
| 認証審査 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査費用</li> <li>・ 審査員旅費</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証審査にあつては、原則として、県の指導体制に位置付けられた者が立ち会うこと。</li> </ul> |

### 2 留意事項

- (1) 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であつて、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。
- (2) 本事業による支援と重複しない範囲で、支援対象団体のGAP認証取得の取組を、県の助成以外の市町、団体予算等により支援することを妨げないものとする。

### 3 補助率

本事業の補助率は定額とする。

## 第8 事業実施の手続き等

### 1 事業の公募

- (1) 知事は、本事業の実施にあたり、支援対象団体を公募により採択するものとする。
- (2) 支援対象団体は、(1)の公募を受けて、事業実施計画を別記様式第1号により作成のうえ、農林水産（農林、農政）事務所（以下「事務所」という。）を經由し、知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、支援対象団体を公募するごとに、支援対象団体が第4の要件に合致するか、支援対象団体から提出された事業実施計画が適切であるか等について書面審査を行うものとし、疑義がある場合は、支援対象団体に事務所を通じて疑義を確認することができるものとする。

当該書面審査に合格した事業実施計画に記載された事業実施経費（補助対象経費に限る。以下同じ。）の積算額の合計額が、本事業予算の範囲を超過することになった場合には、その超過することになった採択において、別紙2に基づきポイント付けを行い、ポイン

トの高い順（ポイントが同じ支援対象団体間にあつては、1 経営体当たりの額（事業実施経費を取組経営体数で除した額）が低い順）に本事業の予算の範囲内で、支援対象団体となり得る候補を選定するものとする。

- (4) 知事は、(3) の審査の結果（採択（承認）又は不採択）を支援対象団体に対し、事務所を通じて通知するものとする。
- (5) 支援対象団体は、事業計画に農産物安全・流通課関係補助金等交付要領に定める重要な変更が生じた場合は、事業実施計画変更承認書を別記様式第 1 号により作成し、事務所を経由して知事に提出し、承認を受けるものとする。

## 2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、原則として補助金交付決定後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業を着手する場合には、支援対象団体は、あらかじめ県の指導を受けた上で、交付決定前着手届を別記様式第 2 号により作成し、事務所を通じて知事に提出するものとする。
- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、支援対象団体は事業について、事業の内容が明確となり、かつ、1 の(4) の採択（承認）の通知を受けてから着手するものとする。

なお、この場合においては、支援対象団体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

また、支援対象団体は、交付申請書に着手した年月日を記載するものとする。

## 第9 事業の実施状況の報告

- 1 支援対象団体は、補助金実績報告書の提出時に別記様式第 3 号により本事業の実施状況報告書を作成し、事務所を通じて知事に提出するものとする。

なお、この時点においてまだ審査の受審前若しくは審査の結果が確定していない場合には、次に掲げる時点ごとに遅滞なく別記様式第 3 号を作成し、事務所を通じて知事に出すものとする。

  - ① 審査の受審
  - ② 審査結果の確定
  - ③ 認証書の受領（認証取得した場合に限る。）
- 2 県は、状況把握を行うため、必要に応じて支援対象団体から事業の進捗状況等について報告を求めることができるものとする。

## 第10 必要な確認書類及びその保存期間等

支援対象団体は、収入及び支出内容の証拠書類又は証拠物を、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間又は耐用年数の期間のいずれか長い期間中、整備保管しなければならない。

## 第11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、県が別に定めるものとする。

## 附則

この要領は、令和5年7月27日から施行する。

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

## 別紙 1

### G A P 団体認証取得に係る支援額の上限設定について

本事業において、県が支援対象団体の G A P 認証取得の取組に対して支援を行う場合には、下記による上限額の範囲内で行うものとする。

#### 記

##### 1 上限の設定の考え方

予算の範囲内において、最大限の認証取得の拡大を図る観点から、審査費用等の実勢価格をふまえた上限額を設定する。

##### 2 上限

ア 支援対象団体に対する支援額の上限は、認証の種類ごとに下表のとおり定める。

| 認証の種類          | 支援額の上限                     |
|----------------|----------------------------|
| GLOBALG. A. P. | 295 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2) |
| ASIAGAP        | 150 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2) |
| JGAP           | 130 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2) |

(注 1) 上限額は税抜き額とする。

(注 2) 審査費用には諸費用(登録費用、認証発行手数料等)を含むことができることとする。

(注 3) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

イ 認証審査に係る審査員の旅費については、これとは別に、審査の受審に要する旅費(消費税を除く)について、原則として実費の 1/2 の範囲内で支援することとする。

なお、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあつては、旅費にかかる支援は対象外とする。

ウ 本要領第 5 の 2 また書きにより、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援対象とする場合にあつては、ア中「団体の構成員数」とあるのは、「新たに追加される農業者等の数」と読み替えて上限を定めることとし、対象となる支援額については、実際に要した額(全体額)を既に取り組んでいる農業者等の数と新たに取り組む農業者等の数で按分等により、新規に取り組む農業者等が認証取得に要した経費を算定するものとする。

別紙2

団体認証取得支援事業における支援対象団体の選定方法

支援対象団体の選定に当たっては、県内の農業者等団体のGAPの取組拡大を喚起する観点から、次に掲げるポイントによる優先順位付けを行う。

| ポイント項目         | 3Point   | 2Point                    | 1Point                              |
|----------------|--|---------------------------|-------------------------------------|
| 団体認証の取組経営体数    | 16人以上  | 9人以上                      | 4人以上                                |
| 実需者からの取引要件への対応 | 海外輸出向け<br>〔具体的な取引先の名称及び認証を必要とする時期を<br>書面で確認できること。〕 |                           | 国内向け                                |
| GFP登録の有無※      | あり   |                           | なし                                  |
| 認証の種類          | GLOBALG. A. P.<br>ASIAGAP                          |                           | JGAP                                |
| 認証の新規取得        | 新規取得である  | 他のGAP認証を<br>すでに取得して<br>いる | 他のカテゴリー<br>のGAP認証を<br>すでに取得して<br>いる |
| SDGs貢献への公表     | ホームページ等により<br>情報発信を行っている。                          |                           | 行っていない                              |
| ICTの活用         | ICTを活用した<br>記帳等に団体として<br>取組んでいる。                   |                           | 取組んでいない                             |
| 本助成事業の活用       |  |                           | 初めてである<br>(複数申請でない)                 |
| 他の助成事業の活用      |  |                           | 活用しない                               |

※GFP登録：農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出促進プロジェクトのコミュニティサイトに登録し、輸出の意向を示している者を優先する。